

全木連時報

6月25日(金曜日)
(第627号)(毎月25日発行)
平成22年(2010年)

発行所
社団法人 **全国木材組合連合会**
尾 蘭 春 雄
東京都千代田区永田町2-4-3 ☎(3580)3215
URL http://www.zenmoku.jp



木材産業シンボルマーク

昭和33年12月15日第三種郵便物認可

定価 年500円

【全木連時報】の購読料は年会費に含まれています。

全木協連の22年度助成事業がスタート

国産材の利用拡大など対象

今年度の補助事業のうち新規事業について、全木協連は「地域材利用加速化支援事業」のうち「国産材資材等供給連携支援」を実施する。

なお、このほか「2×4住宅部材の開発」「林地残材フル活用事業」「地域材の水平連携加工システム推進事業」「木材産業原料転換等構造改革緊急対策事業」「がんばれ！地域林業サポート事業」「農林漁業セーフティネット資金利子補給事業」を継続実施する。

住宅以外の分野での取組を支援

国産材資材等供給連携支援事業

この事業は、長引く景気の低迷で住宅着工戸数がこれまでになく落ち込みを記録。今後も少子化等の社会構造の変化により、新設住宅着工戸数の拡大が望めない。そのなかで、現在進行している国産材転換への流れをより確固たるものにするために、外材または非木材が使用されている住宅以外の分野における資材ごとの関係者等に

お知らせ

各県木連・木協連役員異動

各都道府県木連では、五月の後半をピークに総会が開催され、これから本格的に今年度の活動が始まることとなる。

▼事務局

北海道 副会長・三村龍圓 専務理事・高藤満

埼玉 専務理事・秋山輝次

群馬 専務理事・新井隆夫

岐阜 専務理事・藤沢茂・事務局

長・武山輝行

兵庫 副会長・大野正人

山口 専務理事・荒瀬和男

福岡 専務理事・林美則

大分 専務理事・清家英典

宮崎 副会長・原田美弘

鹿児島 専務理事・亀澤裕

鹿兒島(木協連) 専務理事・三窪等

防虫JAS協議会

プレカット協会

など関係団体の総会開催

全木連の関係団体である、全国木材防虫JAS協議会(岩瀬茂雄会長)、全国木造住宅機械プレカット協会(櫻井秀弥会長)は、それぞれ六月四日、六月十日に総会を開催し所定の議案を審議、決定した。これで、関係団体の総会はとどこおりなく終了した。

- 目次
- 一 全木協連の二十二年度新規事業がスタート 県木連等役員異動 関係団体総会
- 二 平成二十一年の製材工場数は六千八百六十五工場 木材利用の促進に関する法律について
- 三 建築確認手続き等の運用改善について
- 四 景況調査

製材工場数は六千八百六十五工場

減少傾向続く

平成二十一年木材統計

農林水産省が四月に公表した「平成二十一年木材統計」によると、我が国の平成二十一年末時点の製材工場数は、六千八百六十五工場となり、前年より五百十三工場減少した。これを製材工場の出力別に見ると、主に「三七・五〇〜七五・〇kw未満」「二一・五〇〜三七・五kw未満」及び「七五・〇〜一五〇・〇kw未満」の階層においてそれぞれ百五十六千㎡、四十万四千㎡、三十二万三千㎡減少した。

なお、一工場あたりの素材消費量は二千二百五十三㎡で、前年に比べ百三十五㎡減少した。製材品の出荷量については、九百二十九万一千㎡で、前年より百五十九万三千㎡減少した。用途別では建築用材、土木建設用材、木箱仕組板・梱包用材、家具建具用材のそれぞれで前年より減少している。人工乾燥材の出荷量は二百二十八万㎡であり、前年より六万八千㎡減少したが、これは全出荷量の二十四・五%にあたり、前年に比べ二・九ポイント上回った。

このため、総出力数は七十二万八千八百三十三kwで、前年と比べ三万二千六百三十八kw減少したが、一工場あたりの出力数は一〇五・〇kwとなり前年に比べ二・九kw増加した。

従業者数は三万四千九百七十人で、前年より三千二百九十人減少している。

平成二十一年の製材用素材消費量は一千五百四十六万五千㎡で、前年に比べ二百十五万四千㎡減少した。これも出力階層別に見ると、全ての階層で減少しているが、主に「三〇〇・〇kw以上」「一五〇・〇〜三〇〇・〇kw未満」及び「七五・〇〜一五〇・〇kw未満」の階層においてそれぞれ百五十六千㎡、四十万四千㎡、三十二万三千㎡減少した。

なお、一工場あたりの素材消費

製材工場数	出力数	従業者数	素材消費量		製材品出荷量				
			対前年比	対前年比	区分	対前年比			
総数	6,865	93.0	15,465	87.8	総数	9,291	85.4		
工場数	7.5~22.5kw	799	101.1	162	92.0	うち人工乾燥材	2,280	97.1	
	22.5~37.5	1,413	94.1	447	84.3	建築用材	小計	7,671	86.8
	37.5~75.0	2,309	87.9	1,447	84.1		板類	1,494	87.1
	75.0~150.0	1,241	94.8	1,943	85.7		ひき割類	2,899	84.5
	150.0~300.0	649	95.3	2,500	86.1	ひき角類	3,278	88.8	
300.0kw以上	454	96.8	8,966	89.5	土木建設用材	357	85.4		
総出力数 kw	720,883	95.7	-	-	木箱仕組板・梱包用材	987	78.7		
工場あたり出力数 kw	105	102.8	-	-	家具・建具用材	72	92.3		
従業者数	34,970	91.4	-	-	その他用材	204	68.5		
工場あたり消費量	-	-	2,253	94.3					

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律について

促進に関する法律について

通常国会で標記法律が全会一致で成立し、五月二十六日公布された。

この法律の概要は別項のとおりで、農林水産大臣及び国土交通大臣が公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を策定するとともに、このための木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずるとした。

公共建築物については、官庁営繕部での技術基準づくりが進められていくところだが、それ以外の周辺情報については、林野庁の説明等をもとに現在分かるところをまとめてみた。

おおよそ公共建築物の延べ床面積は千五百万㎡だという。うち、スキームで木造化が原則化されている低層物件は六百万㎡。既に百万㎡は毎年木造化されているという。ことなので、新たには二百五十万㎡が目標になるとのこと。これは木材需給表では需要を一%押し上げる効果が認められるという。

高層の庁舎についても、内装の需要量は大きいという。

同じ「公共施設でも」「老人施設」などは建築基準法以外の規制があるので、このような上乗せの規制をおろしていくことも必要。

法律では、公共建築物にとどまらず、住宅における木材利用にも

おかげさまで35年

中型グループ共済

加入推進中

全国木材協同組合連合会

め、体制を整備する等の措置を講ずる。

II、法律の内容

1 国の責務

国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

※公共建築物とは、次のものをいう。

① 国・地方公共団体が整備する公共の用等に供する建築物

② 国・地方公共団体以外の者が整備する建築物で①に準ずるもの

2 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努め

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（概要）

I、趣旨

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するた

の利用に努めなければならない。

3 基本方針の策定

農林水産大臣及び国土交通大臣は、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない。

4 都道府県及び市町村における方針の策定

都道府県知事及び市町村は、それぞれ、当該都道府県及び市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

5 公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制の整備

(1) 木材の製造を業として行う

建築確認手続き等の運用改善
確認審査期間半減を目指す

国土交通省では、建築確認手続き等の運用改善の方針(本紙2月号既報)を示していたが、建築確認審査の迅速化及び申請図書の簡素化のための建築基準法施行規則及び関係告示の改正等を行い、三月二十九日付けで公布し、六月一日から施行された。

これらの円滑な施行を図るため、同省は「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」を十六万部作成し、配布するとともに、四月下旬

者は、公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等に取り組み計画(木材製造高度化計画)を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。

(2) 木材製造高度化計画の認定を受けた場合には、林業・木材産業改善資金助成法の特定等の措置を講ずる。

6 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

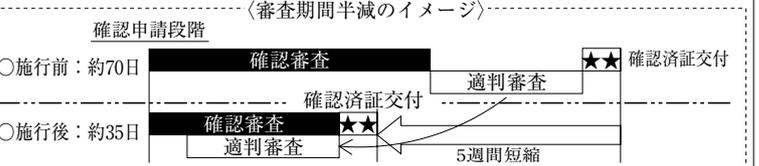
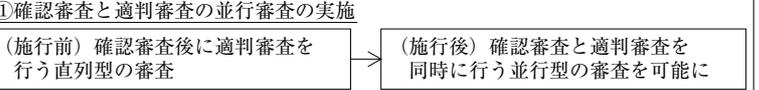
国及び地方公共団体は、住宅における木材利用、公共施設に係る工作物における木材の利用及び木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう務める。

III、施行期日

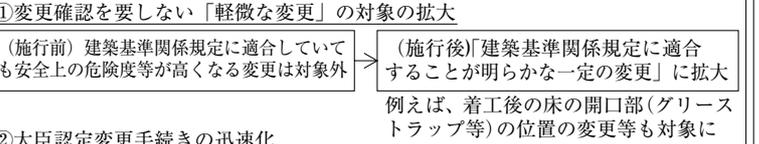
建築確認手続き等の運用改善の主な内容

〈確認審査の迅速化関係〉

○審査方法の運用改善を行うとともに、特定行政庁及び指定確認検査機関が、構造計算適合性判定(以下「適判」)を要する物件について、現在の確認審査期間(約70日※)の半減を目指して取り組みを実施します。
※サンプル審査による平成21年7月から12月までの確認済証交付までに要した実日数の平均



○工事着手後の計画変更に係る手続きを簡便化し、円滑な工事実施を可能とします。



②大臣認定変更手続きの迅速化
超高層建築物等の構造計算や避難安全検証法等に係る大臣認定の変更手続きについて、迅速化を図ります。(施行後)現在の審査期間を半減

〈申請図書の簡素化関係〉

○以下により申請図書の大幅な簡素化を図ります。
(施行後) 高層マンションの場合、申請時点での図書は1/4削減、審査終了時点での図書は半減

- ①構造計算概要書の廃止 (施行前) 構造計算書+構造計算概要書 → (施行後) 構造計算書のみ
- ②建築設備に係る確認申請図書の簡素化 (施行後) 排水トラップや非常用照明設備等に係る構造詳細図の提出が不要に
- ③建築材料・防火設備等に係る大臣認定書の省略 (施行後) 建築材料等の大臣認定書のデータベース化により、大臣認定書の提出が不要に

(約七十日)の半減を目指して取り組を実施する。あわせて確認申請後の図書の補正の対象の拡大を行い、これまで、誤記・記載漏れ等に限定されていたものを、施行後は、審査側の指摘による図面や構造計算書の補正も可能にする。

「こうやって作る木の学校」
木材利用の進め方のポイント、工夫事例

また、②工事着手後の計画変更に係る手続きを簡便化し、円滑な工事実施を可能とし、変更確認を要しない「軽微な変更」の対象を拡大する。ほか、申請図書の大幅な簡素化をはかる。

発刊のおしらせ
文部科学省と林野庁は、このほど、「こうやって作る木の学校」木材利用の進め方のポイント、工夫事例」を取りまとめた。事例集は、都道府県及び市町村教育委員会等の関係機関に対し送付される。なお、事例集は次のURLで見ることが出来る。
<http://www.rinyamaff.go.jp/j/ryou/ryou/gakkou.html>

なお、四号建築物にかかる確認・検査の特例については従前とおり。

概要は次のとおり。

景況調査=全木協

22年5月分集計表 ()内は実数

【流通部門】

モニター数108 回答数67 回収率62%

当月の状況

販売量	増加27% (18)	変わらず48% (32)	減少25% (17)
仕入量	増加33% (22)	変わらず36% (24)	減少31% (21)
販売価格	上昇13% (9)	変わらず81% (54)	下降6% (4)
仕入価格	上昇39% (26)	変わらず58% (39)	下降3% (2)

来月の見通し

販売量	増加40% (27)	変わらず50% (33)	減少10% (7)
仕入量	増加34% (23)	変わらず45% (30)	減少21% (14)
販売価格	上昇15% (10)	変わらず81% (54)	下降4% (3)
仕入価格	上昇42% (28)	変わらず52% (35)	下降6% (4)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米材	40% (23)	58% (34)	2% (1)
南洋材	30% (16)	66% (36)	4% (2)
北洋材	40% (23)	56% (32)	4% (2)
国産材	33% (21)	61% (38)	6% (4)
建材	42% (23)	56% (31)	2% (1)

乾燥材取引の頻度	増加 20% (13)	変わらず 78% (50)	減少 2% (1)
----------	----------------	------------------	--------------

【製造部門】

モニター数117 回答数70 回収率60%

当月の状況

販売量	増加29% (20)	変わらず41% (28)	減少30% (21)
仕入量	増加19% (13)	変わらず55% (38)	減少26% (18)
販売価格	上昇19% (13)	変わらず75% (52)	下降6% (4)
仕入価格	上昇35% (24)	変わらず56% (38)	下降9% (6)

来月の見通し

販売量	増加43% (30)	変わらず48% (33)	減少9% (6)
仕入量	増加29% (20)	変わらず57% (39)	減少14% (10)
販売価格	上昇22% (15)	変わらず75% (52)	下降3% (2)
仕入価格	上昇36% (25)	変わらず54% (37)	下降10% (7)

3か月後相場予想	強含み	保ち合い	弱含み
米材	47% (14)	50% (15)	3% (1)
南洋材	41% (9)	54% (12)	5% (1)
北洋材	60% (15)	36% (9)	4% (1)
国産材	24% (14)	68% (40)	8% (5)

プレカットの動向

受注後、加工までの待ち時間	1ヵ月以内 83% (10)	1ヵ月 17% (2)	1ヵ月以上 0% (0)
---------------	-------------------	----------------	-----------------

木材を利用した学校施設の工夫事例集のとりまとめについて「こらやうって作る木の学校」木材利用の進め方のポイントの概要

一 地方公共団体や設計者等が学校の木材利用に取り組み易くする観点から、学校の木材利用の進め方やコスト抑制方策についての取組事例等を取りまとめるため、平成二十一年度に文部科学省と共同で研究会を開催。

二 工夫事例集のポイント

(一) 木材利用の意義と効果

- ① 教育的効果の向上(教室内の温熱環境、心理・情緒面等)
- ② 環境への配慮(地球温暖化防止、森林整備への貢献等)
- ③ 大工技術者の育成、地域経済の活性化、文化の継承等

(二) 木材利用を進め易くするための方策

- ① 木材利用の目的の明確化と共通理解、木材利用推進体制の構築等
- ② 木材利用の進め方
 - ・ 木材の品質、規格と適材適所の使用等について関係者の合意形成
 - ・ 伐採・製材・乾燥期間を考慮したスケジューリング設定等
 - ・ タイプ別木造化事例(市町村材・地元の森林・流通材の活用)、内装の木質化等
- ③ 今後の課題
 - ・ コンサルティング的役割を担う組織の形成
 - ・ 規格材の流通促進による価格情報の提供と効率的な積算手法の確立等

(三) 木造校舎の改修、耐震補強による継承等を通じた地域文化の継承

- ・ 既存の文化や景観の継承、有効活用
- ・ 木造校舎等の耐震診断・耐震補強の方法、改修による温熱環境等の向上

の工夫(一般流通材・定尺材の活用、接合部の形状の統一化、適材適所の木材利用、維持管理を配慮した設計等)

林業・木材産業経営安定化保証

(通称フォレストパートナー保証)を受け付けています。

- ◎ 木材産業等高度化推進資金や間伐資金などで100%保証が受けられます
- ◎ 最大8,000万円まで無担保保証が受けられます(運転資金)



詳しくは基金までお尋ね下さい

林業・木材産業事業者の方々に必要な事業資金の債務保証を行います



独立行政法人 農林漁業信用基金 (林業部門)

〒101-8506 東京都千代田区内神田1丁目1番12号 (コープビル11階)
TEL 03(3294)5585 FAX 03(3294)5595 URL www.affcf.com